

PCB混入が大きな事業リスクに！ エバークリーンのあんしん再生重油なら大丈夫！！ ～PCB混入を確実に防止する安心・安全リサイクル～



ポリ塩化ビフェニル(PCB)は、極めて有害な物資であり、現在は新たな使用等が禁止されているばかりでなく、汚染された廃棄物の譲渡や譲受についても法令で大幅規制が設けられており、違法な譲渡や譲受には、罰則も定められております([ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法](#)第24条)。

PCBは、本来であれば法令の定めるところにより、厳格に管理されるべき物質ですが、現実には、トランスやコンデンサー等の電気機器類について耐用年数を迎えるまで使用が認められたことから、これらの機器が所在不明となっている例も報告されております。そして、2002年にPCBを使用していないはずの電気機器の絶縁油でPCBの含有が判明いたしました。原因としては、PCBを含むトランス油(絶縁油)が廃棄物として排出された際に、PCBを含有した絶縁油がリサイクルされ、新たな電気機器(トランス)に使用されたものとされております。



この非意図的な混入の判明以来、産業界には2つの課題が突き付けられております。一つは、PCBを含む電気機器等が違法に流通している危険が現在でも散在していることです。弊社は北海道を除く東日本全域で廃油の回収を行っておりますが、回収時に採取したサンプルより基準値以上のPCB含有が判明した例が各地で報告されております。なお、これらの混入が判明した事例は、必ずしも電気機器類に限られていないことは憂慮すべき事態と言えます。

そしてもう一つは、分析等の十分な確認を経ることなく、PCB含有廃油がリサイクルの原料となっている恐れもあることです。PCBの測定方法は法令で定められており、確実な混入の防止のためには、分析機器を用いた検体の測定を行うしかなく、これには膨大なコストと時間がかかります。

エバークリーンでは、2015年2月よりPCB検査機器を導入して、回収車両が帰社し原油タンクに廃油の受け入れを行う前に、全車両のPCB、引火点、水分の検査を24時間体制で行い、一切問題が無いことが確認できた場合にのみ受け入れをする体制を構築いたしました。当社は計量証明事業に10年前より参入しており、分析の基礎が構築されていたことで、[最速3時間でのPCB分析も可能](#)となっております。

リサイクル製品にとって原料の安全確保は大前提です。PCBが混入している廃油が再生重油の原料となり、PCBが含有された再生重油が納品されてしまう可能性があれば、せっかくのエコ燃料も極度の事業リスク要因となってしまいます。仮にPCBが混入された再生重油を燃料として使用している事が判明しますと、行政の指示により発生元の特定まで一切の移動が許されなくなり、この特定には相当な時間を要するのが現状です。そしてこの期間中は、炉は使用停止状態となり事後の洗浄や汚染燃料油の処分等には多額の費用も発生します。何より炉の長期間の使用停止は、莫大な休業損失を発生させるものとなります。



以上のような状況であり、安心・安全リサイクルを掲げる当社では、PCB混入を確実に防止した「あんしん再生重油」を皆様にお届けしております。また、万が一に備えたPL保険にも加入をし、納品先各社様の安定的な操業に万全な体制でご協力申し上げます。

